

先端国際共同研究推進事業におけるロゴマーク使用規定

2023年12月

国際部 先端国際共同研究推進室

先端国際共同研究推進事業（以下「本事業」という。）におけるロゴマーク（以下「ロゴ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を以下のとおり定める。

- 1) ロゴに関する一切の権限は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という）に帰属する。
- 2) ロゴは、本事業の運営・研究開発に係る諸活動、広報等に使用する場合に限り、使用することができる（営利を目的としない場合に限る）。
- 3) ロゴの使用を希望する者は、使用開始日の10日前（土、日その他祝日の日数は算入しない）までに、必要事項を記載した「別紙様式 1_先端国際共同研究推進事業に係るロゴマーク使用願」（以下「使用願」という）を電子メールにより JST に提出して許諾を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。
 - a. 本事業に関係する国の行政機関等が使用する場合
 - b. 本事業の研究開発に参画する研究機関、および当該機関に所属する研究者等が本事業による研究開発成果の発表、広報等で使用する場合
 - c. その他、JST が使用願の提出を要しないと認めた者
- 4) ロゴを使用する場合は、「別紙_デザインレギュレーション」に基づき使用すること。また、雑誌、本など各種媒体へ掲載された際には、掲載記事を送付すること。
- 5) 上記、2、3、4に則った使用をしなかった場合は、ロゴの使用を禁止する。

以上